



polesports.org

Ethical Code of Conduct 倫理的行動規範

01/10/2019

Copyright © 2019 IPSF

この文書は IPSF の発行した英語版を（日本語へ）訳したもので、英語版が原本となります。
英語版と日本語版に解釈の違い、不明瞭な説明や解釈の捉え方に違いがある場合は英語版が優先されます。

本書は、IPSF に認定された競技大会のみに使われるものとしします。

IPSF の許可無く、本書の複製や使用を行うことは、違法行為となることがあります。

またこの倫理的行動規範は時代と共に改定され得る。この文書に署名をすることで、
個人（協会、選手、ボランティア、スタッフ、コーチその他全ての個人）はこの規範に同意するものとする。

目次

1.	イントロダクション.....	2
2.	選手	2
3.	選手の倫理的配慮	2
4.	選手の行動基準	3
5.	審査員	4
6.	審査員の倫理的配慮	4
7.	審査実施の基準	5
8.	コーチ	6
9.	コーチの倫理的配慮	6
10.	コーチの行動基準	6
11.	協会	7
12.	協会の倫理的配慮	7
13.	協会の行動基準	8
14.	ボランティア&スタッフ.....	9
15.	ボランティア&スタッフの倫理的配慮	9
16.	ボランティア&スタッフの高度基準	9
17.	控訴手続き	10

1. イントロダクション

1.1 倫理綱領は、選手、公式関係者、コーチ、管理者、協会、その他の全てのメンバー会員に対してのガイドラインとして記述された、一連の信条として存在し、全てのメンバー会員が IPSF の一員としての振る舞いができるよう創られている。

自由意思で IPSF のメンバー会員となることは、倫理綱領規則やルールを固守し、不可分である。倫理綱領に反したメンバー会員は、懲戒処分またはそれに値する処置がとられる可能性がある。この倫理綱領には独自の基準や、手続き方法、制裁が明記されており、刑法や刑事手続きとは異なる。正確に言えば、IPSF メンバー会員であることの権利や特権は、大会、イベント、その他活動などに限らず、さまざまな特権が IPSF メンバーとして与えられる。IPSF の活動や、IPSF がスポンサーである、または認めるイベントに参加する個人の行動や振る舞いは、合法的であり、IPSF のルールや規制を順守したものでなくてはならず、フェアプレイ、スポーツマンシップ、正直さ、他人の権利への尊重の原則に従ったものでなければならない。

2. 選手

2.1 IPSF の選手はこの倫理綱領に従う義務がある。

2.2 IPSF に正式に認可されたイベントに参加する全選手は、申込時からイベントが終了するまでの大会開催中はメンバーとして考えられ、その全てのルールや綱領に従わなければならない。そのシーズンの最初の大会に申込をした時から世界大会が終了するまでは登録期間中は全てのルールや綱領に従わなければならない。

3. 選手の倫理的配慮

3.1 IPSF のイベントに参加する選手は、どのような地位・立場にも関わらず、フェアプレイの国際ルールに従わなければならない。

3.2 フェアプレイとは、単にルールに従ってプレイを行うという定義ではない。

フェアプレイとは、友好関係、他人への尊重、そして常に健全な精神で参加することが含まれる。また、フェアプレイとは単にその行動だけではなく、考え方の定義も含む。それは、不正行為、反則に近い巧妙なプレー、ドーピング、暴力(物理的暴力だけでなく言葉の暴力も含む)、セクハラ行為、選手や他人へのいじめ、利己的な搾取、不平等、過度な商業活動や汚職行為等の排除に関わる問題も含む。

3.3 フェアプレイとは、肯定概念である。ポールおよびエアリアルスポーツは、社会的、文化的活動としてふさわしく、社会を豊かにし、各国の友好関係を築くものである。また、ポールスポーツは自己認識や、自己表現、個人達成と同様な充足感、技術取得、社会との交流間での実演能力、楽しみ、健康、幸福の機会を与える個人活動としても認識されている。IPSF はこれらへの関与を促進し、社会的責任を負う機関である。

3.4 全ての選手は、自らの能力、年齢、性別、宗教、社会的民族的背景や政治的信念にかかわらず、公平かつ平等に評価され扱われなければならない。

3.5 贈与品、接待、特別な引き立て、特権、行使や特定の集団、学校および個人との個人的関わり等、公正な行いと判断ができないものは全て避けなければならない。

3.6 選手は IPSF 当局に対してプロフェッショナルとしての威厳と礼儀をもって接する義務がある。

3.7 選手は他の選手に対して、プロフェッショナルとしての威厳、尊敬、礼儀をもって接し、公然で他の選手を批判することは不適切な行為であると認識していなければならない。

3.8 選手は不適切な行為を請け負うべきではない。むしろ、IPSF のルールや価値感に反する行いは全て排除するように期待される。

3.9 選手は最新の WADA 綱領規則を順守し、IPSF の行う全てのイベントに適用されている国際オリンピックアンチドーピングルールを順守しなければならない。

3.10 上記ルールに従わない場合、選手は IPSF および選手の所属する協会により制裁を与えられる。

4. 選手の行動基準

4.1 選手は IPSF のルール、規則、ポールスポーツの倫理概念を理解し従うこととする。

4.2 選手は成功や失敗、勝利や敗北に対しても平等に受け入れることとする。

4.3 選手はイベント主催者の決定をそれが違反と思われる場合でない限り、抗議することなく受け入れる。もし違反だと思われる場合は、選手は IPSF の苦情規則と手続きに従って控訴する権利がある。しかし、苦情を控訴する時まで、選手は尊敬をもったふさわしい行動をおこない、状況に応じた振舞いをしなければならない。ただし、これは選手のスコアに関する異議申し立てとは別のことである、選手は全員、ポールスポーツおよびエアリアルスポーツにおいて審査されたスコアに対しての異議申し立てをする権利がある。その場合は、大会主催者とヘッドジャッジが対応する。

4.4 選手はイベント主催者を欺くような言動を行ってはならない。これはオンライン上での言動、オフラインでの言動をも含む。

4.5 選手は以下の項目内容を行うことは禁止である:

4.5.1 旅行中、大会開催中、交流中、宿泊施設や他施設でのドラッグ使用
(ただし医療目的は含まない)。ドーピングによる思わぬ危険に気が付く事と、必要とあれば TUE(治療使用特例)の申請をする事は選手個人に責任がある。

4.5.2 大会前および大会開催中のアルコール摂取、もしくは大会開催中にアルコール摂取を目撃されるなど

4.5.3 ストライキをする、またはストライキをしようと試みる行為や、関係者、選手、観客、コーチへの物的攻撃行為

4.5.4 意図的に参加者や観客を攻撃的、暴力的な行為へ駆り立てる行為

4.5.5 節度を欠いたジェスチャーや冒瀆表現、不敬な言葉を発する行為

4.5.6 IPSF の宿泊施設を荒らしたり、開催地の国、州、市の法律を違反する行為

4.5.7 大会開催前、開催中、開催後に裸になる行為

4.6 上記ルールに従わない場合、選手は IPSF および選手の所属する協会により制裁を与えられる。

4.7 IPSF 倫理委員会と大会の裁量により、上記選手に向けた行動基準は観客に対しても適用され得る。

5. 審査員

5.1 IPSF は、審査員がポールスポーツの大会において公平に行動する義務があると考え、この義務は、正確に、公平に、客観的に、そして誠実性を優先し行動する義務である。

5.2 審査員は業務に携わる如何なる時も、プロフェッショナルなマナーで接することが重要である。彼らに権利や自立性を与えられるには、それに伴った責任感や高い専門知識を持たなければならない。

5.3 審査員は、自ら高レベルの行いを順守できる「プロフェッショナル」であり、ペナルティーを恐れず、むしろ人並み外れた人格の持ち主でなければならない。審査員は、自らの行動に責任をもって行う。この行動は、道徳観と、またその決定が適切で理由が明白である上で行われる信念とに基づいていなければならない。

6. 審査員の倫理的な配慮

6.1 審査員はポールスポーツ大会で公平かつ平等な審査以外のどんな利害関係に関わってはならない。個人的偏見や不誠実性に偏った決定は認められない。

6.2 利益的衝突につながるような事柄は、たとえそれが真実であったり真実のように見えたとしても、避けなければならない。贈与品、接待、特別な引き立て、特権、行使や特定の集団、学校および個人との個人的関わり等、公正な行いと判断ができないものは全て避けなければならない。

6.3 審査員はスポーツ、ルール、ポールフィットネスのメカニズムやテクニカルに関して自己学習し、見識を深め続けなければならない。審査員は任務を引き受ける際や要求された場合は、その能力と資格をもって、責任を務めなければならない。審査員は他関係者に対してプロフェッショナルな尊厳と礼儀をもって接し、公然で他関係者を非難することはふさわしくないと理解していなければならない。審査職務を行いながらも、審査員はファンや管理者、コーチ、選手など全ての層の人たちを不適切な行為から守らなければならない、また職業や地位を傷つけるような全ての行動を排除するように努めなければならない。

6.4 上記ルールに従わない場合、審査員は IPSF および選手の所属する協会により制裁を与えられる。

7. 審査実施の基準

7.1 大会に纏わる全てのルールに、正直に、公平に、客観的に参加すること。

7.2 全ての選手の利益に対して同等に保護すること。

7.3 選手、他関係者、管理者にプラスになるような最適なコンディションを提供することに協力すること。

7.4 ポールスポーツ選手の感情や競争意欲に敬意を払い、白熱した競争の中の彼らの増大する感情に対して十分な評価を行うこと。

7.5 円滑な管理のために必要な規則やルールに敬意を払い、公に選抜された管理者と関係者に進んで協力し、審査任務を責任もって行うこと。

7.6 大会主催者と一緒に明確で迅速な決定を下せるよう協力し、大会基準や審査手続きに従うこと。

7.7 他の審査員や関係者の決定に影響を与えようとせず、個人の意見や決定に敬意を払うこと。

7.8 審査員として審査選定においての特別な信頼を授けられていること、およびスポーツ関係者として期待される行動基準に従うことを誇りに思うこと。

7.9 ポールスポーツ選手、他関係者、管理者と協力して、スポーツとしてのポールスポーツの発展とIPSFの目標到達において、道徳的にも物理的にも高レベルなものへ発展になるよう協力すること。

7.10 上記ルールに従わない場合、審査員はIPSFおよび選手の所属する協会により制裁を与えられる。

8. コーチ

8.1 コーチは全てのスポーツ競技においても倫理設立に重要な役割となる。コーチの倫理概念と振る舞いは、その監督指導により選手の行動に直接影響を与える。それゆえ、コーチは自身の行動の道徳的見解に対して特に注意を払わなければならない。下記に記載する内容はナショナルコーチング振興財団とナショナルスポーツコーチ協会によって表明された基準に従ったものである。

9. コーチの倫理的配慮

9.1 コーチは、戦略的ターゲットと同様に日常の決定や行動選択のほとんどに倫理的意味合いがあることを認識していなければならない。コーチにとって勝利させることが基本指針であることは当然である。この倫理綱領ではそれを否定するわけではない。しかし、この綱領でコーチに求めることは、「勝てばそれでいい」という態度から分離することである。

9.2 選手のコーチングを行う中でコーチは責任を増大させなければならない。目的達成、クラブ、学校、コーチの名声の前に、選手の健康、安全性、福利、道徳教育が最優先である。

10. コーチの行動基準

10.1 コーチは全ての人の権利や、尊厳、価値へ敬意を払い、競技中も平等に扱わなければならない。

10.2 コーチはパフォーマンスを上げることや、どのような事柄よりもまず、選手それぞれの健康と安全を重視しなければならない。

10.3 コーチはIPSFによって定められた全てのガイドラインに従わなければならない。

10.4 コーチはどの選手ともお互いの信頼と尊敬に基づいた関係を築き発展させなければならない。

10.5 コーチは個人的な利益や恩恵を得るために影響を与えるような行いをしてはいけない。

10.6 コーチは選手が自らの行動や演技に責任をもてるように促し導かなければならない。

10.7 コーチは監督、推奨する内容が選手の年齢、成熟度、経験、能力に適切なものであるか保証しなければならない。

10.8 コーチはまず初めに、何を期待されているか、また IPSF の開催イベントにおいてどんな権利を与えられているかを明確に選手に伝えなければならない。

10.9 コーチは他のスペシャリスト(他のコーチ、関係者、スポーツ科学者、医者、フィジオセラピスト等)と協力して選手のベストな状態を作らなければならない。

10.10 コーチは常にスポーツのポジティブな面(フェアプレイ等)を促進し、ルール・規則の違反、ポールスポーツの精神に反した行動や、禁止されている薬物使用や技術使用を決して許してはならない。

10.11 コーチは常に高レベルな行動基準や体裁でいなければならない。

10.12 コーチは不適切な発言をしたり、不適切な発言を許してはいけない。

10.13 上記ルールに従わない場合、コーチは IPSF および選手の所属する協会により制裁を与えられる。

11. 協会

11.1 協会の存在はあらゆるスポーツ活動の倫理設立に重要な鍵となっており、IPSF の認めた厳格な国々を代表する機関である。協会の倫理概念と行動態度は、その下に所属するメンバーに直接的に影響を与えるものである。それゆえ、協会はその行動規範のモラルに対し特別配慮をすべきである。下記に述べるものが IPSF の協会の行動規範である。

12. 協会の倫理的配慮

12.1 協会は毎日の決定事項や行動選択が、戦略目的の為だけでなく、倫理的意味合いを持つことを認識していなければならない。この規範は、協会が「勝てばそれでいい」という態度から分離をさせるものであり、その行動によって各国内の未来のスポーツをより大きく発展させる良い見本とならなければならない。

12.2 各国の選手をサポートし意思疎通をはかり交流を深める責任をもつ協会として、まずは協会、クラブ、スクール、コーチの名声を得る為の結果を求めのではなく、選手への健康、安全、福祉、そしてモラルに関する教育を行うことが第一である。

13. 協会の行動基準

13.1 協会は全ての人の権利や、尊厳、価値へ敬意を払い、競技中も平等に扱わなければならない。

13.2 協会はパフォーマンスを上げることや、どのような事柄よりもまず、選手それぞれの健康と安全を重視しなければならない。

13.3 協会は IPSF によって定められた全てのガイドラインに従わなければならない。

13.4 協会はどの選手ともお互いの信頼と尊敬に基づいた関係を築き発展させなければならない。

13.5 協会は個人的な利益や恩恵を得るために影響を与えるような行いをしてはいけない。

13.6 協会は選手が自らの行動や演技に責任をもてるように促し導かなければならない。

13.7 協会は行われる推奨する行いが選手の年齢、成熟度、経験、能力に適切なものであるか保証しなければならない。

13.8 協会はまず初めに、選手に何を期待されているか把握し、また IPSF の開催イベントにおいてどんな権利を与えられているかを明確に選手に伝えなければならない。

13.9 協会は他のスペシャリスト(他のコーチ、関係者、スポーツ科学者、医者、フィジオセラピスト等)と協力して選手のベストな状態を作らなければならない。

13.10 協会は常にスポーツのポジティブな面(フェアプレイ等)を促進し、ルール・規則の違反、ポールスポーツの精神に反した行動や、禁止されている薬物使用や技術使用を決して許してはならない。

13.11 協会は常に高レベルな行動基準や体裁でいなければならない。

13.12 協会は不適切な発言をしたり、不適切な発言を許してはいけない。

13.13 上記ルールに従わない場合、協会は IPSF および選手の所属する協会により制裁を与えられる。

14. ボランティア&スタッフ

14.1 協会のボランティア&スタッフメンバーの存在はあらゆるスポーツの倫理設立の為に大切である。彼らの倫理概念や態度は、コーチや選手に直接に影響を与えるものであり、また組織の倫理的指標となりうる。それゆえ、モラルに特に注意を払い行動を行うことを期待される。下記に述べるのは IPSF ボランティア&スタッフの行動規範である。

15. ボランティア&スタッフの倫理的配慮

15.1 ボランティア&スタッフは毎日の決定事項や行動選択が、戦略目的の為だけでなく、倫理的意味合いを持つことを認識していなければならない。この規範は、ボランティア&スタッフは「勝てばそれでいい」という態度から分離させるものであり、その行動によって各国内の未来のスポーツをより大きく発展させる良い見本とならなければならない。

15.2 各国の選手をサポートし意思疎通をはかり交流を深める責任をもつボランティア&スタッフとして、まずは協会、クラブ、スクール、コーチの名声を得る為の結果を求めるのではなく、選手への健康、安全、福祉、そしてモラルに関する教育を行うことが第一である。

16. ボランティア&スタッフの行動基準

16.1 ボランティア&スタッフは全ての人の権利や、尊厳、価値へ敬意を払い、競技中も平等に扱わなければならない。

16.2 ボランティア&スタッフはパフォーマンスを上げることや、どのような事柄よりもまず、選手それぞれの健康と安全を重視しなければならない。

16.3 ボランティア&スタッフは IPSF によって定められた全てのガイドラインに従わなければならない。

16.4 ボランティア&スタッフは協会に関わるどのアテンダントおよび関係者ともお互いの信頼と尊敬に基づいた関係を築き発展させなければならない。

16.5 ボランティア&スタッフは個人的な利益や恩恵を得るために影響を与えるような行いをしてはいけない。

16.6 ボランティア&スタッフは選手が自らの行動や演技に責任をもてるように促し導かなければならない。

16.7 ボランティア&スタッフは推奨する内容が選手の年齢、成熟度、経験、能力に適切なものであるか保証しなければならない。

16.8 ボランティア & スタッフはまず初めに、協会から何を期待されているか、また IPSF の開催イベントにおいてどんな権利を与えられているかを明確に選手に伝えなければならない。

16.9 ボランティア & スタッフは他のスペシャリスト(他のコーチ、関係者、スポーツ科学者、医者、フィジオセラピスト等)と協力して選手およびアテンダント達とベストな状態を作らなければならない。

16.10 ボランティア & スタッフは常にスポーツのポジティブな面(フェアプレイ等)を促進し、ルール・規則の違反、ポールスポーツの精神に反した行動や、禁止されている薬物使用や技術使用を決して許してはならない。

16.11 ボランティア & スタッフは常に高レベルな行動基準や体裁でいなければならない。

16.12 ボランティア & スタッフは不適切な発言をしたり、不適切な発言を許してはいけない。

16.13 上記ルールに従わない場合、ボランティア & スタッフは IPSF および選手の所属する協会により制裁を与えられる。

17. 控訴手続き

17.1 IPSFの選手が控訴手続きを行うには、倫理綱領に定められているとおり、大会開催またはその他の場合も 10 日以内にIPSF倫理委員会へ苦情フォームの記入・提出と £50 (GBP) を控訴手続き料として支払わなければならない。もしその告訴が「審査実施の基準」の範囲に該当しない場合は、倫理委員会はその権利をもってその告訴が倫理綱領の範囲内であるか調査する。この苦情が有効であるとみなされた場合、IPSF のウェブサイトには案件として掲載される。

17.2 控訴はその選手がその他全ての策を講じた上で行われる(つまり、協会/IPSF 委員会を通した上で行われる)

17.3 もし倫理綱領の範囲での違反行為であると思われる場合は、大会開催から 90 日以内に次のように手続きが進められる:

17.3.1 もし現在の苦情ケースに関わりがあると判断した場合は、倫理委員会とIPSF 管理者による過去の調査結果も証拠として倫理委員会へ提出される場合がある。倫理的に反した行いをしたと告訴された者には、その者に対しての証拠を調べる権利や、控訴に異議申し立てる権利、自分自身のための証拠書類を作る権利が調査の一環として与えられる。

17.3.2 もし必要であれば、適切な制裁が倫理委員会によって下される。制裁は、倫理委員会およびIPSFにある過去の判決や証拠、またその者の過去の行いへの関連も考慮に入れて下される。そして判決が下される中で、控訴されるものは調査結果の事実を伝えられる。もし判決に対して抗議がある場合は判決が下されて 10 日以内に申し出ること。これらの判決は金銭的またはその他の制裁となる。

17.3.3 基本的に判決が最終結果と見なされる。ただし、判決が下された者やそれにかかわる者によって、または執行委員会のメンバーによって異議申し立てがあった場合を除く。異議申し立てがあった場合の上訴は判決が出て 30 日以内に行わなければならない。ただし、審議にそれ以上に時間が必要である場合や、その他有効な理由によって執行委員会が期間を延ばした場合を除く。もし上訴が決められた期間内に行われなかった場合は判決が実行に移される。

17.3.4 上訴に関して、事実の再調査と適切な判決のための再審査は重役委員会によってなされる。判決が下された者も、最初に苦情を申し出た者も同様に、重役委員会がその事例を再調査する期間と場所を知らされる。判決に抗議する者は、委員会と現在の証拠を前に上訴する権利がある。上訴期間中、上告審が完了するまでは倫理委員会によって議決された判決は効力を持たない。その判決の確定、修正および取り消しは全て重役委員会によってなされる。

17.3.5 もし控訴される者が IPSF 重役委員会のメンバーのひとりであった場合は、重役委員会へ上訴するのではなく、次に開かれるミーティングで IPSF 世界大会に対して上訴することとなる。

17.3.6 もし倫理委員会のメンバーまたは IPSF 重役委員会のメンバーが、その事例を考慮するのに客観的に関わることを妨害する場合は、そのメンバーは委員会の立場になって参加することはできない。

17.3.7 倫理委員会および IPSF 重役委員会は罰金という形で懲罰を与える権限を持つ、その懲罰は毎シーズンのスタート時に確定されるものとする。これらの罰金はその違反の度合いによって下される。またこれら委員会はいかなる有罪グループをその違反の度合いに相応しい懲役処分または罰する権利を持つ。

Signature

岡本 雅世 2019/12/6

一般社団法人ポールスポーツ協会理事長

